

はじめに

本県は、瀬戸内海国立公園の中心にあり、南部には讃岐山脈が連なり、北部には讃岐平野が展開し、河川はおおむね讃岐山脈に源を發し、北流して瀬戸内海に注いでいます。

美しい自然と温暖な気候に恵まれ、万葉集にも、「玉藻よし讃岐の国は 国がらか見れども飽かぬ」と歌われています。

一方で、本県の河川は、雨が少なく、また流域面積が小さいことなどから、水質汚濁を受けやすい状況にあります。

このことから、昭和 46 年 3 月に、瀬戸内海の水質汚濁の改善などを目的に、主に大規模な工場や事業場などの規制を内容とする「香川県公害防止条例」を制定し、一定の成果を挙げてきました。

しかし、「都市・生活型公害」や「地球温暖化問題」という新たな環境問題に対応するため、平成 20 年 4 月から、「香川県生活環境の保全に関する条例」と改め、地球温暖化対策、自動車排出ガス対策、騒音（航空機宣伝）対策などを加え施行してきました。さらに、平成 21 年 10 月からは、小規模事業場等の排水規制をはじめとする水質保全対策と地下水の保全利用対策にも取り組んでいるところです。

水生生物調査については、中学生や高校生等に参加していただき、この調査を通じて、身近な存在である川に対して関心を高めていただくことを目的として、昭和 60 年度から毎年実施しています。

この調査を機に身近な水への理解をより一層深めていただき、私たちを取り巻く水環境を守っていくために、私たち 1 人ひとりが何をすべきかを考えていくきっかけになればと考えています。

最後にこの調査にご参加、ご協力いただいた皆様方に心からお礼申し上げます。

香川県 環境森林部 環境管理課長

合田 順一
